

## 7-6 木材・木材製品の合法性の確保に関する法令等とその実施状況

### 7-6-1 違法伐採対策に係る法令等及びその運用状況

#### 7-6-1-1 違法伐採禁止法の概要

##### 7-6-1-1-1 概要

オーストラリアの違法伐採対策は、2012年11月28日に制定、2014年11月30日に施行された「2012年違法伐採禁止法 (Illegal Logging Prohibition Act 2012)」と、運営上の規則を定める「2012年違法伐採禁止規則 (Illegal Logging Prohibition Regulation 2012)」(2014年11月30日に発効)によって定められている。この法の目的は、「オーストラリアにおける違法伐採された木材製品の輸入・販売を制限することで、違法伐採が環境、社会、経済に与える有害な影響を軽減する」ことである<sup>193</sup>。この法律は、以下の2つを定めている：

- ①違法に伐採された木材や規制木材製品<sup>194</sup>を故意に、無謀に、または意図的にオーストラリアに輸入したり、違法に伐採された国内産の原木を加工したりすることを犯罪行為とする
- ②規制木材製品<sup>195</sup>をオーストラリアに輸入したり、国産の原木を加工したりする前に、構造化されたリスク評価と低減プロセスを行うこと (デューデリジェンスの実施)

違法伐採禁止法は法的枠組みを確立しているが、デューデリジェンスの要件を含むいくつかの運営上の要素は違法伐採禁止規則に盛り込まれることになり、2012年の違法伐採禁止法成立以降、国内外の産業界、海外政府、社会・環境団体の代表者を含む主要なステークホルダーとの協議を経て策定され、2014年11月30日に違法伐採禁止法の施行と同時に発効した<sup>196</sup>。2012年の違法伐採禁止法の制定から2014年の施行までの期間は、違法に伐採された木材、木材製品を輸入、加工することは犯罪であり起訴されるが(上記①)、デューデリジェンスに関しては、その細則が定まっていなかったことから(違法伐採禁止規則はこの間に作成された)、デューデリジェンスの実施の義務は免除されていた<sup>197</sup>。

違法伐採禁止法と違法伐採禁止規則の概要を表7.5、7.6に示す。両法律文書の仮訳は7-7-2-1章、7-7-2-2章にそれぞれ収録した。

表 7.5 違法伐採禁止法の概要

	概要
第1部 序	法の概要・定義等が示されている

<sup>193</sup> Australian Government (2012) Illegal Logging Prohibition Bill 2012: revised explanatory memorandum.

([https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r4740\\_ems\\_febfb15f-da56-4977-8981-458ed66592bd/upload\\_pdf/371953revem.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r4740_ems_febfb15f-da56-4977-8981-458ed66592bd/upload_pdf/371953revem.pdf;fileType=application%2Fpdf))

<sup>194</sup> 違法に伐採された木材・木材製品の輸入と加工の禁止はすべての製品に適用されるが、デューデリジェンス実施義務は「規制木材製品」に該当する製品に対して適用される。規制木材製品については、7-6-1-1-4 参照。

<sup>195</sup> 前掲及び7-6-1-1-4 章、7-7-2-2 章別表1 規制木材製品を参照。

<sup>196</sup> Australian Government (2018) Statutory Review of the Illegal Logging Prohibition Act 2012. Department of Agriculture and Water Resources, Canberra. (<https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/illegal-logging-statutory-review-report.pdf>)

<sup>197</sup> Australian Government (2018) 前掲

第2部 輸入	第1章 違法に伐採された木材の輸入	違法に伐採された木材、木材製品を輸入することは犯罪であることと、それに対する罰則を示している。
	第2章 輸入者のデューデリジェンス	規制木材製品を輸入する際にデューデリジェンス要件を遵守しないことは犯罪であることと、それに対する罰則を示し、デューデリジェンス要件の遵守を求めている。
第3部 加工	第1章 違法に伐採された原木の加工	違法に伐採された原木（輸入原木を除く）を加工することは犯罪であることと、それに対する罰則を示している。
	第2章 加工者のデューデリジェンス	違法に伐採された国産原木を加工する際にデューデリジェンス要件を遵守しないことは犯罪であることと、それに対する罰則を示し、デューデリジェンス要件の遵守を求めている。
第4部 監督、捜査及び執行	第1章 捜査官 第2章 監督 第3章 捜査 第4章 民事罰 第5章 法律違反通知	監督、捜査に関する規定が示されている。
第5部 雑則		本法運用最初の5年間について見直しを義務付けている

表 7.6 違法伐採禁止規則の概要

		概要
第1部 序		規則の名称と定義
第2部 輸入	第1章 違法に伐採された木材の輸入	木材輸入における規制木材製品、除外品が示されている。
	第2章 規制木材製品の輸入にあたってのデューデリジェンス要件	要求されるデューデリジェンスの詳細が示されている。
第3部 加工	第1章 原木加工にあたってのデューデリジェンス要件	違法に伐採された原木（輸入原木を除く）を加工することは犯罪であることと、それに対する罰則を示している。
第5部 <sup>198</sup> 適用と経過規定		規則改正の適用等
別表1		規制木材製品のリスト（HSコード）
別表2		木材適法性枠組み、国別ガイドライン、州別ガイドライン

<sup>198</sup> 原文にも第4部はない。

特筆すべきなのは、政府（管轄官庁である農業水環境省）の違法伐採禁止法関連のウェブサイト<sup>199</sup>の充実ぶりである。この政府ウェブサイトでは、利用者（規制対象者）に対してかなり親切な説明が提供されている。例えば、規制対象の免除に関する解説として、事例を一般にもわかりやすい平易な表現で、次のように掲載している<sup>200</sup>。

セレナさんは、オーストラリアに商業品の混載貨物を輸入している。委託貨物の総額は3万豪ドルで、これには900豪ドル相当の紙製品が含まれているが、他の規制木材製品は含まれていない。規制木材製品の価値は1000豪ドルを超えていないため、免除の範囲内であることから、セレナさんはデューデリジェンスを行う必要はない<sup>201</sup>。

オーストラリア政府担当者へのインタビューによれば、このウェブサイトの主な目的は、規制木材の輸入者や国内の加工事業者に、違法伐採禁止法の下での義務と、自主的なコンプライアンスを確保するために考慮すべきことについて教育することであり、このウェブサイトの製作にかなりの時間を費やした。ウェブサイトを常に最新の状態に保ち、新しい資料やアドバイスが開発された際には継続的に追加していくことを目指している。

本章では、この政府ウェブサイトを中心に、違法伐採禁止法について解説する。以降、この政府ウェブサイトを情報源とした場合は、「政府ウェブサイト」と記すこととした。

#### 7-6-1-1-2 違法伐採の定義

違法伐採禁止法では、「違法に伐採するとは、収穫場所（オーストラリア国内であるか否かを問わず）において効力を有する法律に違反して木材を収穫することをいう」と定義されており、伐採時の合法性に焦点が置かれている。一方、EU木材規則では、伐採権、伐採権の支払い、木材伐採の慣行、第三者の保有権、貿易・関税義務を含む伐採国の適用法の合法性、米国レイシー法ではさらに広く、植物の輸入、輸出、輸送、販売、受領、取得、または購入に関する外国法の合法性を対象としている。オーストラリア政府へのインタビューによれば、違法伐採の定義を議論する段階において、事業者がデューデリジェンスを行う上で現実的に実行が可能かどうかを優先させ、事業者が情報を入手しやすい伐採の合法性に焦点を絞ることにしたとのことである。政府ウェブサイトによれば、違法伐採行為の例は、保護種の伐採、保護区での伐採、偽造や違法な許可証による伐採、違法とされる方法による伐採などである。

#### 7-6-1-1-3 法が定める責務と罰則

違法伐採禁止法が主に定めるのは、木材・木材製品輸入者と国産原木の加工事業者それぞれに対し、「違法伐採木材の輸入（輸入者に対して）と加工（国産原木加工事業者に対して）の禁止」と「規制木材製品<sup>202</sup>の輸入（輸入者に対して）と加工（国産原木加工事業者に対して）に際しデューデリジェンス要件を遵守すること」の2点である。

##### (1) 輸入

---

<sup>199</sup> <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging>

<sup>200</sup> <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/regulated-timber-products>

<sup>201</sup> <https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/regulated-timber-products>

<sup>202</sup> 7-6-1-1-4章、7-7-2-2章別表1規制木材製品を参照。